2025 年日本国際博覧会大阪ヘルスケアパビリオン総合調整業務 募集要項(公募型プロポーザル)

1 業務名称

2025年日本国際博覧会大阪ヘルスケアパビリオン総合調整業務

2 業務内容に関する事項

(1) 業務目的と概要

2025年日本国際博覧会(以下、「万博」という。)の開催都市である大阪府・大阪市は、自治体館としてのパビリオン出展に向け、2021年3月(令和3年3月)に「2025年大阪・関西万博 出展参加基本構想」を策定した。

それを受けて、2025年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会(以下、「発注者」という。) において、パビリオン出展に向けた具体的な検討を進め、2022年3月(令和4年3月)に、2025年日本国際博覧会大阪パビリオン出展基本計画(以下、「基本計画」という。)を策定した。

2025年日本国際博覧会大阪ヘルスケアパビリオン総合調整業務(以下、「本業務」という。)は、基本計画を踏まえた大阪ヘルスケアパビリオンの出展にかかる総合調整を行うもので、開催都市として日本国内だけでなく世界各国より来館者を迎えるにふさわしいパビリオンとするため、民間事業者の知識やノウハウ、創意工夫等の積極的な活用が期待できる公募型プロポーザル方式により受注者を募集・選定する。

(2) 業務内容

別添「仕様書」のとおり

(3) 業務規模(契約上限額)

総合調整業務 金40,187,000円 (消費税及び地方消費税含む)

(令和6年度から令和7年度までの総額*約金60,000,000円(予定))

※現時点における想定金額であり、今後の協賛の状況及び展示内容の精査により変動する 可能性がある。

(4) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(5) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、発注者は、 契約金額以外の費用を負担しない。ただし、ワーキンググループ等の運営にかかる経費のうち 総合プロデューサー、スーパーバイザー、各ワーキンググループのディレクター・アドバイザ ー、エキスパートへの報酬は発注者が負担する。 (6) 発注者側から提供する資料、貸与品等

以下の資料等については、下記6(1)参加資格決定通知(合格)に合わせて送付する。

- ア 各種計画(案)
- イ ガイドライン一覧
- ウ 令和5年度実施体制表

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

契約交渉の相手方に選定された者と発注者との間で協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき契約内容を決定し、契約締結を行う。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、発注者による検査合格後、受注者の請求に基づき委託料を支払う。

(3) 契約書案

別添「2025 年日本国際博覧会大阪ヘルスケアパビリオン総合調整業務 業務委託契約書」 参照

(4) 契約保証金

大阪市契約規則第 37 条の規定に基づき、契約保証金(契約金額の 100 分の 5) の支払いが必要となる。ただし、「大阪市契約規則」第 37 条第1項第1号又は第3号に該当するときは、契約保証金を免除する。

- (5) 再委託について
 - ア 業務委託契約書第 16 条第1項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受 注者はこれを再委託することはできない。
 - ・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 - イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委 託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
 - ウ 受注者は、上記ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の 承諾を得なければならない。
 - エ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、本項(5) ウに規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
 - オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等(以下「再委託等」という。)に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の

者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

(6) その他

- ア 契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づ く入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- イ 総合調整業務は契約締結日から令和7年度までの継続業務であり、発注者において業務内容や金額の妥当性等を審査した上で、大阪府・大阪市において成立した予算の範囲内において引き続き受注者との契約締結を予定している。ただし、本委託業務の成績が不良な場合、並びに予算の状況等の諸般の事情により事業計画の変更を行う場合は、契約締結しない場合がある。

4 公募参加資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 直近1ヵ年において、本店所在地の市町村民税(東京都の場合は法人都民税)、固定資産税、 都市計画税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (3) 参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (5) 適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制が整備されていること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。 また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- (7) 参加申請書の提出時点において、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (8) 以下の要件を満たす事業者とする。ただし、本業務を1つの事業者で実施することができない場合、共同事業体を結成し、応募できるものとする。
 - ア 本委託業務の目的の達成及び業務の遂行に必要な体制、人員を有していること。本業務に て配置する総括責任者及び業務責任者、部門別責任者は、やむを得ない場合を除き、万博終 了後(令和7年度)まで継続して同責任者として従事できること。
 - イ 本業務における総括業務を担当する事業者(共同企業体の場合は主に担当する事業者)は、 次に掲げる要件をすべて満たすこと。
 - (ア) 2004年(平成16年)4月1日以降公募開始までに履行が完了した次の施設の元請けとしての履行実績を有すること。なお、共同企業体としての実績は、代表企業として履行した場合のみ認める。
 - ・BIE (博覧会国際事務局承認の国際博覧会における会場または展示場 (パビリオン等) における総合調整業務又は類似業務の実績を有すること。
 - (イ) 国内外のイベント (敷地面積 3,000 ㎡以上のもの) 又は類似のプロジェクト等において、責任者としての業務実績を有し、業務全体を把握し、責任を持ってパビリオン出展に向けた業務を完遂することができる者を総括責任者(発注者との窓口となり、調整等を行い、各種会議を取りまとめる者とする。ただし、発注者が認めた場合はその限りで

ない。)として配置できること。総括責任者は、業務責任者及び部門責任者との兼務を認めず、参加申請書提出日において、受注者との間で少なくとも3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。(共同企業体の場合は、代表企業との間で少なくとも3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。)

- ウ 本業務における部門別業務を担当する企業(共同企業体の場合は主に担当する企業)は、 次に掲げる要件をすべて満たすこと。
 - (ア) データ利活用、展示、財務のそれぞれについて、業務責任者を配置できること。業務 責任者は、総括責任者、他の業務責任者及び部門責任者との兼務は認めず、参加申請書 提出日において、受注者との間で少なくとも3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係 にあること。(共同企業体の場合は、構成員との間で少なくとも3か月以上の直接的か つ恒常的な雇用関係にあること。)
 - (4) 運営、行催事、商業活動、広報について、各部門別の責任者を配置できること。部門 責任者は、参加申請書提出日において、 受注者との間で少なくとも3か月以上の直接 的かつ恒常的な雇用関係にあること。(共同企業体の場合は、構成員との間で少なくと も3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。)
- (9) 2つ以上の事業者が共同事業体を結成して申請する場合は、上記(1)から(8)の条件を満たす事業者同士の場合とし、かつ、以下の要件も満たさなければならない。
 - ア 構成員は、共同事業体の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運 営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業 者とすること。
 - イ 参加申請以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。
 - ウ 代表者とならない構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任 状を提出すること。
 - エ 参加申請時に共同事業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
 - オ 単独で参加した事業者は、共同事業体の構成員となることはできない。
 - カ 各構成員は、複数の共同事業体の構成員となることはできない。

5 スケジュール

• 公募開始

参加申請関係書類の提出期限

• 参加資格決定通知

• 質問受付締切

・ 質問に対する回答

企画提案書の提出

プレゼンテーション審査

• 選定結果通知

· 契約締結·業務開始

令和6年3月27日(水)

令和6年4月5日(金)

令和6年4月10日(水)

令和6年4月15日(月)

令和6年4月17日(水)

令和6年4月22日(月)

~ 令和6年4月26日(金)

令和6年5月上旬

令和6年5月上旬

令和6年5月中旬

6 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請手続き及び参加資格通知

ア 提出書類

様式	単独法人	共同事業体
(7) 参加申込書(様式1)		
(イ) 共同事業体届出書兼委任状(様式2)		
(ウ) 参加申請にかかる誓約書(様式3)		
(エ) 情報セキュリティ・ポリシーに関する資料(任意様式)		
(オ) 使用印鑑届(様式4)		
(カ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの:		
原本】		-
(キ) 登記簿謄本又は登記事項全部証明書(その他の団体等		
で法人登記がない場合は、定款その他の規約)【申請時点で		
発行から3ヵ月以内のもの:写し可】		
(ク) 直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税並びに固定資		
産税・都市計画税の納税証明書【申請時点で発行から3ヵ月		
以内のもの:写し可】		
ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない		
等の場合は、その旨を記載した理由書(様式自由)		
(ケ) 消費税及び地方消費税の納税証明書(納税証明書その		
3 (その3の2、その3の3でも可))【申請時点で発行から		
3ヵ月以内のもの:写し可】		
(3) 直近1ヵ年分の貸借対照表及び損益計算書(写し)		
(サ) 共同事業体協定書(写し)		
(シ) 守秘義務に関する誓約書 (様式5)		

イ 受付期間

令和6年3月27日(水)から同年4月5日(月)17時30分まで

ウ 提出方法

提出期限までに下記9の提出先まで提出すること。持参のほか、郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

工 参加資格審査結果通知

すべての参加申請者に対し、令和6年4月10日(水)までに参加申込書に記載の担当者メールアドレスあてに通知する。

(2) 質問の受付

ア 受付期間

公募開始日から令和6年4月15日(月)17時30分まで

イ 提出方法

別紙「質問票」(様式6) に記載し、Eメールにより提出すること。送付後は電話確認す

ること。(提出先:gf0009@city.osaka.lg.jp)

ウ回答

受け付けた質問事項に対する回答は、令和6年4月17日(水)に2025年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会ホームページにて公表する。

(3) 企画提案書類の提出

ア 提出書類

様式	単独法人	共同事業体
(ア) 企画提案書(単独法人等用・共同事業体用)(様式 7)		
(4) 業務提案書(任意様式)		
(ウ) 業務実績調書(様式8)		
(エ) 配置予定者届出書(様式9)		
(オ) 総括責任者、業務責任者、部門責任者の雇用関係確認		
資料		
※本人名と組織名のわかる『健康保険被保険者証』、『区市		
町村作成の住民税特別徴収税額通知書』、社会保険事務		
所作成の『被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知		
書』等の写し又は本人と組織の直接的かつ恒常的な雇用		
の関係を証することができる資料の写し		
(カ) 経費内訳書及び積算根拠 (様式 10)		

イ 業務提案書

業務提案書の作成にあたっては、発注者がこれまで委員総会を通じて公表してきた検討内容を正しく理解した上で、次の提案事項をふまえて作成すること。なお、令和6年度から令和7年度までの全体的な提案及び年度ごとの提案を行うこと。

【提案事項】

- (ア) 本業務の特性
- (4) 各業務遂行にあたっての考え方及び業務実施体制・支援体制
- (ウ) 実施方法、手法、スケジュール等
- (エ) 本業務を受託するにあたっての提案者の強み・実績
- ウ 提案にあたっての留意事項
 - (ア)「2025 年日本国際博覧会 大阪パビリオン出展基本計画」及び2025 年日本国際博覧会 大阪パビリオン推進委員会委員総会において公表された資料の内容を事前に確認する こと。
 - ・2025 年日本国際博覧会大阪パビリオン出展基本計画

URL: https://2025osaka-pavilion.jp/assets/doc/overview/plan/OsakaPavilion_Plan

- ・2025 年日本国際博覧会 大阪パビリオン推進委員会 委員総会資料
 - URL: https://2025osaka-pavilion.jp/about/generalmeeting/

工 提出部数

正本:1部(記名・代表者印を押印したもの)

副本:10 部及び PDF データを記録した DVD 等 1 枚

※副本には記名・押印せず、事業者を特定できる箇所(事業者名・所在地・代表者名・ロゴマーク等)にはマスキングの処理を行うこと。なお、「当法人」や「当団体」のような記載は差し支えないが、具体的な名称の記載は避けること。

※DVD 等の提出については、ウイルスチェックを行うこと。

才 提出期限

参加資格審査結果通知(合格)を受け取った日から令和6年4月26日(金)17時30分まで

カ 提出方法

提出期限までに下記9の提出先まで提出すること。持参のほか、郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

(4) 応募の辞退

ア 応募者は、参加資格審査結果通知(合格)を受けた後から企画提案書を提出するまで、応募を辞退することができる。ただし、企画提案書の提出後は、辞退することができない。

- イ 応募を辞退するときは、参加辞退届(様式11)を提出しなければならない。
- ウ 辞退届を提出後は、当該辞退届を撤回できない。

7 選定に関する事項

選定については、有識者会議を開催し、以下の評価項目についての意見を聴取のうえ、発注者 が受注予定者を決定する。

有識者会議では、プレゼンテーション審査を行う。なお、有識者会議の委員については、公平性・透明性を確保し、専門的な観点から評価を行うため、学識経験を有する外部の者で構成する。 また、審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

(1) プレゼンテーション審査

ア 実施日・実施場所(予定)

令和6年5月上旬(日程・場所については別途通知する)

イ 内容・方法等

- (ア)上記6(3)アの提出書類を使用し、企画提案(実施方針等)について口頭にて説明 (プレゼンテーション)を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。
- (イ) 1者あたり30分程度(うち説明約15分以内、質疑応答含む)とする。 ※企画提案者数により、説明時間等を変更する場合もある。
- (ウ) 参加者は、1者あたり4名以内とする。なお、共同企業体の場合も同様とする。
- (エ) プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外する。
- (オ) プレゼンテーション審査の実施日時・場所など詳細については、別途通知する。

(2) 審査基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

審査	審査項目 審査内容		配点
提案内]容	【全般的事項】 ・2025 年日本国際博覧会大阪パリオン出展基本計画の内容を理解し、適切かつ実現性の高い提案となっているか。 ・提案事業者のノウハウや知識・経験を活かした創意工夫が見られ、効果が見込まれる提案がされているか。 【総括業務に関する事項】 ・2025 大阪関西万博開幕までの全体スケジュール(工程)について提案できているか。また、全体スケジュールにおけるマイルストーンが明示できているか。 ・大阪・関西万博の開幕まで1年と迫る中、遅滞なく業務を進めるための効果的な進捗管理について、具体的な提案がなされているか。 ・総合プロデューサー、スーパーバイザー、各ワーキンググループディレクター・アドバイザー、エキスパート、協賛企業、博覧会協会関係者など、大阪ヘルスケアパビリオンの出展にかかるステークホルダーの意見、要望等を取りまとめるための考え方、手法について提案できているか。 ・大阪ヘルスへアパビリオンの出展に向けた各種業務おいて生成される広報素材(パース図、アイコン、アニメーションなど)の知的財産関係の調査及び資産管理について、機動的かつ効果的な手法が提案されているか。 ・財務について、人件費・物価高騰などのリスクに備えて、できる限りのコスト縮減が必要でることから、財源確保策及び財務負担の軽減策について提案ができているか。 ・レガシーについて、大阪ヘルスケアパビリオンでの取組みを一過性のイベントとして終わらせることなく、後世に引き継ぐレガシーとして残すための提案がなされているか。	40 点
・2025年日本国際博覧会大阪パリオン出展基本計画の内容を理解できているか。 業務理解度 ・本業務の特性を理解した提案がなされているか。 ・大阪ヘルスケアパビリオンの出展に向けて、発注者がこれまで検討を進めてきた計画等を理解した提案がなされているか。		20 点	
遂行能力	実 施体制	 ・2025年大阪関西万博の開幕までに、地元大阪が一体となって出展するにふさわしいパビリオンを構築するための業務実施体制、人員配置について提案できているか。 ・本業務を効果的・効率的に行うことができる十分な専門的知識や実行力、企画力等を有し、本業務の実施にあたり必要なノウハウやスキル等を有する担当者が配置されているか。 ・提案する体制が必要十分である理由が説明できているか。 ・発注者と一体となった業務実施を可能とする充実した連絡報告体制及び事務局体制について提案できているか。 	20 点

	実績	・BIE (博覧会国際事務局) 承認の国際博覧会等、国際的なイベント等の 企画・計画・運営業務(履行中の業務、再委託等業務を含む)の実績 があるか。 ・本業務の総括責任者、業務責任者、各部門責任者について、業務に必 要な実績・能力を有するものが配置されているか ※業務実績の記載にあたっては、事業者名が特定されないよう注意する こと	10 点
価格		・価格点の算定式 満点(10 点)×提案価格のうち最低価格/自社の提案価格	10 点
		合計	100 点

(3) 選定方法

- ア 上記 (2) の評価基準に基づき、提出書類及びプレゼンテーション内容について、外部有 識者で構成される有識者会議の意見を聴取したうえで評価を実施し、合計点が最も高い提案 者を受注予定者として選定する。
- イ 全委員の合計点が最も高い提案者が2者以上(同点)の場合
 - ・審査項目①「業目的・内容の理解度、提案内容の妥当性及び充実度」の得点が高い者を受 注予定者とする。
 - ・前号における項目の得点が同じ場合は、審査項目②「事業の実施体制」の得点が高い者を 受注予定者とする。
 - ・前号における項目の得点も同じ場合は、業務経費見積額が低い者を受注予定者とする。
- ウ 合計点が最も高い提案者の評価において、一委員でも評価点が 100 点満点中 60 点未満も しくは1項目でも0点があった場合には、受注予定者として選定しない場合がある。

(4) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 参加資格を有しない者が提案を行うこと
- イ 同一参加者が複数の提案を行うこと
- ウ 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- エ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- オ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- カ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと
- ク 提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合
- (ア) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (4) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
- (ウ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ケ プレゼンテーション審査を欠席すること
- コ 見積書に記載の額が2(3)の契約上限額を超えているもの
- (5) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、あわせて 2025 年日本国際 博覧会大阪パビリオン推進委員会ホームページに掲載する。

8 その他

- (1) 提案に要する費用、条件等
 - ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
 - イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例(平成13年大阪市条例第3号)」及び「大阪府情報公開条例(平成11年大阪府条例第39号)」に準じて、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象とする。
 - ウ すべての企画提案書は返却しない。
 - エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない(上記イに基づく公開を除く)。
 - オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。ただし、発注者より指示があった場合は、この限 りでない。
 - カ 本プロポーザルは受注予定者の選定を目的に実施するものであり、契約締結後の業務については、発注者と協議を行い策定する仕様に基づき実施するため、必ずしも提案内容どおり 実施するものではない。
 - キ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効と する。
 - ク 受注予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において 次順位以下となった参加者のうち、合計点が上位であった者から順に契約交渉を行うことが できるものとする。ただし、100点満点中60点未満もしくは1項目でも0点があった者を除 く場合がある。

9 提出先、問い合わせ先

〒559 - 0034 大阪市住之江区南港北 2 - 1 - 10 ATC ビル 0's 棟北館 4 階 2025 年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会

(事務局:大阪府・大阪市万博推進局出展部出展企画課)

TEL: 06 - 6690 - 7212